

第 829 回 教育委員会会議録

日時

令和 2 年 5 月 19 日（火）午後 1 時 30 分から

場所

御殿場市役所 5 階大会議室

出席者

1 番 教育長	勝亦 重夫	2 番 委員	芹澤 えつ子
3 番 委員	長田 光男	4 番 委員	勝又 英和
5 番 委員	大西 孝明	6 番 委員	佐藤 朋裕

陪席者

教育部長

教育総務課長

学校給食課長

社会教育課課長補佐

西学校給食センター所長兼高校給食センター所長

学校教育課副参事

社会教育課副参事

社会教育課長

市民スポーツ課長

社会教育課図書館長

市民スポーツ課課長補佐

学校給食課副参事

事務局

教育総務課課長補佐

教育総務課主幹

議事

御教議第 21 号	御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について
御教議第 22 号	御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 23 号	御殿場市立学校専門相談医制度運営懇話会構成員の委嘱又は任命について
御教議第 24 号	御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 25 号	御殿場市社会教育委員の委嘱について
御教議第 26 号	御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について
御教議第 27 号	御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について
御教議第 28 号	令和 2 年度就学援助について

開会

教育長

本日は委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。ただ今から御殿場市教育委員会5月定例会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたします。ご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。4番勝又英和委員と、5番大西孝明委員をお願いいたします。

次に会期であります、本日1日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

教育長報告

教育長

前回の委員会後も、まだまだ国全体で新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、最終的には全国一斉の緊急事態宣言となりました。その影響もあり、市内の小・中学校では5月31日までの臨時休業を延長する措置を取っております。

感染等の状況から、5月14日には静岡県の緊急事態宣言が解除されましたが、問題が解決したわけではありませんので、引き続き今後も注意をしながら対応していく必要があります。

ゴールデンウィーク後は、新たな3週間として、家庭学習や登校日を以前より増やすように対応しています。先週も登校日や分散登校日を設けるなど、徐々に学校に来る日を増やしながら、来月からの学校再開に向けて備えているところです。

いずれにしましても、対策会議等の状況により最終的には、市長が判断することとなる状況にはありますが、現在のところ6月1日から学校を再開したいと考えています。

4月22日 学校訪問（高根小・中、神山小、南小）

教育長

今年度新たに校長に就任した4つの小・中学校を訪問しました。
子供達がいなかった中でしたが、先生方が頑張っている姿を確認しました。

4月28日 臨時2市3町教育長会

教育長

5月末日まで休業を延長することを確認しました。

4月30日 臨時市校長会、試験委員会

教育長

アンケートを実施することを確認しました。

5月1日 市議会臨時会、青年会議所マスク贈呈式

教育長

青年会議所より、青少年の育成に携わる教育従事者に対する2,500枚のマスクの贈呈がありました。

5月11日 部長連絡会、庁議

教育長

庁議があり、西学校給食センターの施設建設に関する検討がなされました。

5月

14日 カツマタ建設寄付贈呈式

教育長

カツマタ建設、中畑にある建設会社ですが、教育振興のためということで、昨年に引き続き寄付金を頂きました。

5月18日 部長連絡会、男女共同参画社会づくり本部会、
教頭・主幹教諭・教務主任研修会

教育長

学校で中心となっている先生方で、6月以降の学校運営に関する情報交換や、より良い運営方法について検討が行われました。

以上、教育長報告となります。

議事

教育長

それでは、はじめに部長から一言お願いします。

教育部長

先週の木曜日に緊急事態宣言が静岡県では解除されましたが、神奈川に隣接している特殊性のある当市においては、まだまだ厳しい状況が続いているものと認識しております。

このような状況下にあります。校舎の改修については順調に進んでいることを報告させていただきます。

3密を避ける意味でも、市役所において出勤人員を普段の5割削減を目標に、時差出勤や土日の出勤などにより対応するよう人事担当より指示がありましたが、なかなか困難というのが正直なところでございます。

公の業務というのは、一律10万円支給の特別定額給付金事務を筆頭に、このような事態であるからこそ通常外の事案が増えております。教育委員会からも特別定額給付金事務に多数の職員を派遣しておりますし、他にもコロナ関連の例年になかった仕事が増えている状況にあります。

また、大西委員はよくご存じかと思いますが、先日のトヨタの次期の決算予測で1兆5千億円程度の減益という衝撃の数字が出たように、世界的な大企業でもそのような状況なので、市の財政も来年度以降の大変に厳しいことが見込まれます。

後ほどの協議会でも、西学校給食センターについてのPFI可能性調査の結果報告いたしますが、建設費用の観点からも再度事業手法の検討が必要になった、そのような状況であります。

6月の市議会定例会では、現在2名の議員より一般質問したいとの連絡が来ております。コロナの影響で教育委員会が大変注目されているところでございます。

本日は議案が8件ございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長

それでは、議事に入ります。

御教議第 21 号

御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について

教育長

御教議第 21 号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育総務課長

御教議第 21 号につきまして、内容を説明します。議案書の 2 ページをご覧ください。

御殿場市立学校設置審議会は、御殿場市立学校設置審議会条例に基づき、御殿場市における新設校の設置場所及び規模に関する事項または通学区域に関する事項について調査・審議するもので、2 年の任期で 15 人以内の委員で組織しております。

令和 2 年 3 月 31 日で任期が満了となったことから、新たに委員に委嘱を行うものです。

それでは議案書の 3 ページをご覧ください。

現在の委員は令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までです。今回の委員任命は 13 名で、新任が 8 名、再任が 5 名となっております。

説明は以上となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第 21 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 21 号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 22 号

御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

御教議第 22 号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課副参事

御教議第 22 号の内容を説明をいたします。議案書の 4・5 ページをご覧ください。

御殿場市立学校結核対策委員会は、御殿場市立学校における結核対策の推進を図るため、地方自治法の規定に基づく御殿場市教育委員会の附属機関として設置しており、学校における結核健康診断の実施状況及び結果の把握に関することなど、主として 4 つの所掌事務において調査および審議をお願いしております。

今回、全員の任期が令和 2 年 3 月 31 日をもって満了となりましたことから、関係機関から推薦を頂いた方の委嘱又は任命について、教育委員会の承認を求めるものであります。

結核対策委員会は設置条例の規定により 10 名以内で組織することとなっており、今回は、8 人の承認をお願いするものです。内訳は御殿場市医師会の代表 4 人、御殿場保健所長 1 人、学校関係者 2 人、市職員 1 人となっており、前回からの再任が 7 人、新任が 1 人となっております。

今回承認頂きますと令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日が任期となります。

以上、説明といたします。

教育長

ただ今、御教議第 22 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 22 号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 23 号

御殿場市立学校専門相談医制度運営懇話会構成員の委嘱又は任命について

教育長

続きまして、御教議第 23 号「御殿場市立学校専門相談医制度運営懇話会構成員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課副参事

御教議第 23 号の内容を説明します。議案書 6・7 ページをご覧ください。

御殿場市立学校専門相談医制度運営懇話会は、市立学校における学校保健管理の専門的技術指導の充実及び推進を図ることを目的として、御殿場市教育委員会が御殿場市医師会と協力して実施するもので、各市立学校からの要請に基づいて医学的な課題に関する相談に応じ、助言することや学校保健管理能力の向上のため、研修を実施すること、また全般的な学校保健管理と技術指導の充実及び推進を図ることを目的としております。

今回、全構成員の任期が令和 2 年 3 月 31 日で満了となったことから、関係機関より推薦を頂いた方の委嘱又は任命について、教育委員会の承認を求めます。

懇話会は 10 名以内で組織することとなっており、今回は、6 人の承認をお願いするものです。内訳は御殿場市医師会の代表 2 人、学校関係者 2 人、市職員 2 人となっており、前回からの再任が 4 人、新任が 2 人となっております。

今回承認頂きますと、任期は令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第 23 号について内容説明がなされました。本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 23 号「御殿場市立学校専門相談医制度運営懇話会構成員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 24 号

御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命 についてについて

教育長

続きまして、御教議第 24 号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命
についてについて」を議題といたします。

学校給食課長

御教議第 24 号の内容を説明します。議案書 9・10 ページをご覧ください。

御殿場市立学校給食センター運営委員会委員は、学校長、学校医、学校薬剤師、PTA 代表
等から委嘱または任命することとなっております。委員数は 20 人以内、任期は 1 年、再任は
妨げないものとなっております。

新任につきましては、1 番から 4 番は学校長、7 番は学校歯科医、9 番から 16 番は PTA 代
表者から、17 番は教育委員会が必要と認めるものとして、御殿場保健所衛星薬務課長を選出
しております。5 番、6 番、8 番、18 番は再任となっております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、御教議第 24 号について内容説明がなされました。本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 24 号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員
の委嘱又は任命についてについて」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 25 号

御殿場市社会教育委員の委嘱について

教育長

続きまして、御教議第 25 号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長

それでは、御教議第 25 号の内容を説明します。議案書 12・13 ページをご覧ください。

社会教育委員は、御殿場市社会教育委員に関する条例に基づき設置しているものです。

委員は、学校教諭及び社会教育関係者、家庭教育関係者、学識経験者の中から教育委員会
が委嘱、任命するもので、委員の任期は 2 年となっております。

このたび、任期の途中に委員である校長が退職となったため、新たに 1 番の西中学校小宮
校長の委嘱について承諾を求めるものです。

なお、今回委嘱した場合の任期は、前任者の残任期間である令和 2 年 4 月 1 日から令和 3
年 3 月 31 日までの 1 年となります。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第 25 号について内容説明がなされました。本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 25 号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」を原
案どおり承認することに決しました。

御教議第 26 号

御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について

教育長

続きまして、御教議第 26 号「御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長

それでは、御教議第 25 号の内容を説明します。議案書 14・15 ページをご覧ください。

青少年問題協議会委員は、地方青少年問題協議会法及び御殿場市青少年問題協議会条例に基づき青少年の指導・育成・保護及び調整に関する総合的施策に必要な重要事項を調査・審議することを目的に設置するもので、委員は 30 名以内、任期は 2 年間となります。

このたび、令和 2 年 3 月 31 日で任期が満了となるため、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間の任期で、委員 20 人の委嘱について承認を求めるものです。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第 26 号について内容説明がなされました。本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 26 号「御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 27 号

御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

教育長

続きまして、御教議第 27 号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

市民スポーツ課長

それでは、御教議第 27 号の内容説明をします。議案書 18・19 ページをご覧ください。

まず、御殿場市スポーツ推進審議会委員の任期は 2 年でございます。

現在の任期は平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとなっておりますが、このたび、令和 2 年 4 月 1 日付けの人事異動等に伴いまして、3 名の委員が変更となりますことから、ご承認をお願いするものであります。

議案書 12 ページの名簿の 8 番の渡邊伸二様ですが、4 月より印野健友クラブの会長に就任されましたことから前会長からの変更となります。

次に 9 番の滝口衛様ですが、4 月から高根地区体育振興会の会長に就任されたことから、前会長からの変更となります。

次に 14 番の小林徹様ですが 4 月 1 日付け人事異動により高根中学校長に就任されたことから、前任からの変更となります。

なお、お三方とも選出母体である印野健友クラブ、高根地区体育振興会、御殿場市校長会からそれぞれ推薦書の提出を頂いております。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、御教議第 27 号について内容説明がなされました。本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 27 号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 28 号

令和 2 年度就学援助について

教育長

それでは、御教議第 27 号「令和 2 年度就学援助について」を議題といたします。本案につきましては非公開といたします。

(非公開)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第 28 号につきまして、内容説明をいたします。

(内容説明)

教育総務課課長補佐

それでは、具体的な内容につきましてご説明申し上げます。

(内容説明)

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第 27 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

(質疑)

教育長

質疑も尽きたようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、御教議第 27 号「令和 2 年度就学援助について」を原案どおり承認することに決しました。

その他・閉会

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会 5 月定例会を閉会といたします。

午後 2 時 35 分閉会

会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

4 番委員

5 番委員
